

グループ企業間の法律事務
の取扱いと弁護士法第72条
の関係について
【参考資料】

2015年10月27日

一般社団法人 日本経済団体連合会
経済基盤本部

1. 経緯(1)

- 2002年 総合規制改革会議「中間取りまとめ」
⇒「少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業者向けサービスについては直ちに業務独占範囲外とすること」
- 2002年 司法制度改革推進本部
法曹制度検討会(第9回、第10回)
⇒「事務局と法務省で検討し報告を求める」
- 2003年 司法制度改革推進本部
法曹制度検討会(第24回)
⇒法務省「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法72条の関係について」

1. 経緯(2)

- 2012年 経団連規制改革要望
 - ⇒「グループ企業間での法律事務については、『他人性』の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示すべき」
- 2013年 法務省回答
 - ⇒「グループ企業であっても法人格は別」
 - ⇒「グループ企業関係を作成しさえすれば他者の法律事務を取り扱うことが許容される」
- 2014年 経団連規制改革要望
 - ⇒「一定の基準(親会社が100%子会社に対して法律事務を行う場合に限る等)を満たしたグループ企業間での法律事務は、『他人性』の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示してほしい。」
- 2014年 法務省回答
 - ⇒「グループ企業であっても法人格は別」
 - ⇒「法務省の見解は、捜査機関や裁判所の解釈を拘束するものではありません。」

2. 法務省「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法72条の関係について」 (2003年12月8日)のポイント①

■「他人性」

- 「完全子会社であっても、法人格が別である以上は、『他人性』の要件を欠くとして同条の構成要件に該当しないとすることは困難」

■「報酬を得る目的」

- 「実質的に無償委任といえる場合であれば、特別に要した実費を受領しても、報酬とは言えない」
- 「この『実費』にはコピー代等が含まれ得るが、人件費のように、当該事務のため特別に費やされたと言えないものは、報酬と評価されることが多い」

2. 法務省「グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法72条の関係について」 (2003年12月8日)のポイント②

■「法律事件」

1. 「事件性不要説」or「事件性必要説」

- 法第72条本文の「その他一般の法律事件」については、(中略)事件性必要説が相当と考える。

2. いわゆる企業法務において取り扱われる法律事務の「事件性」の有無について

- ① 契約関係事務→紛争が生じてからの和解契約の締結等は別として、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なし
- ② 法律相談→具体的な紛争を背景にしたものであれば「事件性」ありの場合が多い
- ③ 株式・社債関係事務→新株発行に際して行うものは一般的には「事件性」なし
- ④ 株主総会関係事務→株主総会の開催について商法等の関係法規との適合性を確保するためのものは一般的に「事件性」なし
- ⑤ 訴訟等管理関係事務→一般的に「事件性」あり

3. 要望の背景

■グループ全体でリスク管理を考える時代

➤情報の集約・リスク管理意識の統一

- ⇒ 企業グループ全体でグループ・コンプライアンス・オフィサーを定めたり、コンプライアンス委員会・コンプライアンス相談窓口を設け、本社法務部やコンプライアンス室が実務を担うような事例も出てきている。
- ⇒ 外国公務員贈賄防止や競争法の分野では、政府も企業にグループ全体でのコンプライアンス体制構築を要請。(例:「[外国公務員贈賄防止指針](#)」)

➤グループ経営の責任と効率性

- ⇒ 親子会社間における「他人性」
- ⇒ 親子会社で別々に法務スタッフや外部弁護士との契約・折衝等を行うことの(非)効率性

(ご参考2)グループ企業間の法律事務の取扱いに関する日弁連の考え

資料: 藤井篤「親子会社間での法律事務の取扱い—2003年12月8日の法曹制度検討会における検討状況を踏まえて」
(NBL No.779(2004.2.15))

次の条件を満たす場合には、グループ企業間での法律事務の取扱いについて、典型的に、法律事務を取り扱う会社の正当業務行為に属する行為として、弁護士法第72条の禁止する行為に該当しないものとする。

- ① 連結決算の関係にある親子会社間における法律事務の取扱いに関するものであること(関連性)
- ② 親子会社のいずれかが株式を証券取引所において上場しまたは店頭公開しており、各会社の関係および決算内容が公開されて明確になっているものであること(明確性)
- ③ いずれかの会社に法務部門があることなどにより、その会社が他の関連会社の法律事務を扱うことに合理的な理由があること(合理性)
- ④ 法律事務を取り扱う部門については、法律的観点での相応の専門性を備えているものであること(弁護士が関与していることや担当者が一定の経験を有しているか必要な研修を受けていること)(コンプライアンスの担保)
- ⑤ 訴訟行為の代理については、除外されるものであること